

(広報資料)

令和6年9月11日

〔猪名川町企画総務部
企画政策課跡地活用担当
TEL072-766-8711〕

旧六瀬中学校跡地活用事業に関する基本協定の締結について

猪名川町では、令和6年3月より実施しました猪名川町旧六瀬中学校跡地活用事業者募集において決定した優先交渉事業者と「旧六瀬中学校跡地活用事業に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）を締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 背景

猪名川町では、令和4年3月31日に閉校となった旧六瀬中学校跡地の有効活用について、検討を重ねてきました。旧六瀬中学校は、学校という教育の場に加え、旧六瀬村の中心的位置にあり、長きにわたり地域の拠点としての役割を担ってきた重要な地域資源であります。

そのため、跡地活用においては、地域の活性化や地域雇用の創出、地域貢献に寄与するなど、活用を通じて地域に新たな価値を創り出し、地域の持続的な発展に繋がる事業を提案実行する事業者を募集し、令和6年6月に学校法人あけぼの学園、認定NPO法人コクレオの森を優先交渉事業者として決定したところです。

今般、猪名川町、学校法人あけぼの学園、認定NPO法人コクレオの森は、相互の連携と協力のもとに事業実現を図るため、基本協定を締結するものです。

2 基本協定の締結日

令和6年9月9日（月曜日）

3 基本協定の概要

(1) 目的

基本協定は、学校法人あけぼの学園、認定NPO法人コクレオの森が優先交渉事業者として決定されたことを確認するとともに、実施予定の本事業に関する基本的事項、土地建物の貸付に関する契約の締結に向けた必要事項等を定め、本事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とします。

(2) 基本協定の相手方

① 学校法人あけぼの学園（代表法人）

理事長 安家 周一 大阪府豊中市南桜塚二丁目14番7号

② 認定NPO法人コクレオの森（協力法人）

代表理事 藤田 美保 大阪府箕面市小野原西六丁目15番31号

(3) 基本協定の期間

基本協定の有効期間は、本協定の締結日から賃貸借契約、事業用定期借地権設定契約及び建物使用貸借契約の契約満了日までとします。

4 締結式

締結式は、猪名川町、学校法人あけぼの学園、認定NPO法人コクレオの森の関係者並びに、立会者として猪名川町議会より宮東議長の出席のもと、旧六瀬中学校において行いました。

締結式では、岡本町長が「六瀬地域が抱える人口減少、少子高齢化の進行による地域活力の低下や空き家の増加など多数の課題解決に、大きく貢献していただけるのみならず、六瀬地域の地域活性化につながることを大いに期待します。」と述べられました。

学校法人あけぼの学園の安家理事長からは、「私どもは70年間に渡り小学校に入るまでの教育や保育に携わってまいりましたが、以前よりこの経験をもとにぜひ小学校の教育に携わりたいという思いを強くもっておりました。新たな学校づくりについては、力を尽くし、保護者、町、地域とともに行ってまいりたいと思っております。」と挨拶がありました。

また、認定NPO法人コクレオの森の藤田代表理事からは、「魅力ある学校づくりを行い、地域外から教育移住を呼び込めるよう取り組みを進め、たくさん子どもたちの声があふれる地域にしていきたいと思っております。」と挨拶がありました。

立会者として出席いただきました宮東議長は、「教育移住や地域交流を促進し、地域が活性化することが大きく期待されます。持続可能なまちづくりに向け積極的に取り組みを進めてほしい。」と述べられました。



(左から、岡本町長、学校法人あけぼの学園安家周一理事長、認定NPO法人コクレオの森藤田美保代表理事)

5 事業提案概要

別紙「事業提案概要」のとおり